

公共用、公用又は公益事業の用を目的とした施設整備のための
取得要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、ホームページ掲載日から起算して3か月を経過する日まで、公共用、公用又は公益事業の用を目的とした施設整備のための取得要望を受け付けます。

本物件の取得要望を受け付けられるのは、都市計画法第11条「一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設」における国家機関又は地方公共団体となります。

令和7年1月24日掲載

(1) 対象不動産の所在地等

所在地 (住居表示)	数量(m ²) 〔上段：土地〕 〔下段：建物〕	用途地域 建ぺい率／容積率(%)
広島県広島市中 区基町8番3号	(土地) 1,299.98 (建物) 1,482.73	商業地域 80／400※ ※建ぺい率及び容積率については、本件土地に対するものであるが、別途都市計画法第11条の「一団地の官公庁施設（基町団地）」の適用を受けることに留意すること。

(2) 対象不動産の取得の要望の受付期限

- ・令和7年4月24日（木）17時00分

(3) 取得要望を受け付ける担当部署

- ・取得要望がある場合は、総務人事部総務グループ（担当：内山、西川 電話番号：03-5800-8054）へ直接お問い合わせください。

(4) その他

- ・受付期限までに取得要望がない場合は、原則として一般競争入札により売却することとなります。
- ・物件の取得希望価格が機構の評価額未満である場合は、売却相手先となることができません。